

## 白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月7日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年7月7日（金）午後2時41分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員  
1番 尾崎 義治      2番 市川 博      4番 後呂 豊  
5番 栗栖 一      6番 木戸 孝      7番 鈴木 隆文  
8番 藤原 久恵      9番 南 喜久治      11番 清水 哲治  
12番 杉谷 孫司      14番 楠本 徹男
5. 欠席委員  
3番 本田 勉      10番 小野 真一      13番 柏木 彰文
6. 事務局  
局長 古守 繁行      係長 尾原 圭      主任 石川 智寛  
主査 大平 真也
7. 議事日程  
開会  
議事録署名委員の指名  
議事  
報告第10号 農地使用貸借の合意解約通知について  
議案第22号 非農地証明について  
議案第23号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第24号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第26号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
そ の 他  
閉会

### 8. 会議の概要

局長            皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から7月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長            皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、3番の本田 勉委員、10番の小野 真

一委員、13番の柏木 彰文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5番の栗栖 一委員と11番の清水 哲司委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

5番委員 はい

11番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第11号 農地法第5条の規定による許可について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第11号 農地法第5条の規定による許可につきまして、令和5年6月9日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会会長専決規程第2条の規定に基づき専決処分いたしましたので、同規程第3条の規定に基づきご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外8筆で、資材置場です。6月26日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり、6月28日付けで許可書を交付しています。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第11号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第27号 非農地証明について上程いたします。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第27号 非農地証明についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は台帳が畑、現況は雑種地、面積は135㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳外2名です。昭和46年7月15日から駐車場用地とのことです。申請理由は、当該地は、隣接地の店舗用駐車場として利用しており、現在に至っていますとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外1筆で、地目は台帳が畑、現況は山林、面積合計は168㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さんです。昭和年月日不詳から山林とのことです。申請理由は、当該地を農地法制定前に開発目的用土地として購入しましたが、有効利用されないまま現在に至っていますとのことです。なお、1番、2番ともに6月27日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番、2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員 先ほど報告事項でありました案件は現況が山林となっており、転用申請として取扱いをしました。今回の案件は非農地証明申請としての取扱いとしました。違いがわからなかったのですが、理由はあるのでしょうか。

係長 非農地証明申請として受付をするには、20 年以上農地以外として利用されていることが条件となります。また、転用申請の場合は、転用後の利用目的がなければ申請できないことから、今回のような取扱いとなっています。

〇〇委員 今回の申請地は地籍調査が済んでいる地域にあたるのでしょうか。

係長 まだ済んでいません。

〇〇委員 課税状況はどのようになっているのでしょうか。現況主義の観点からみれば、農地として課税しているのであればおかしくなってくるように思います。

係長 課税状況に関しては、担当部署が税務課になりますので、税務課の判断となります。

〇〇委員 こういった申請があれば、その都度確認することが大事だと思います。

局長 表向きにできることではありませんが、おっしゃるとおりだと思います。税務課と情報を共有していく必要があると考えます。

〇〇委員 逆の考え方をすれば、農地で課税しているのであれば、大きな問題だと思います。

局長 個人情報の件と課税情報のことですので、この場でお話するわけにはいきませんが、内部の情報としてやりとりをする必要があると考えています。

〇〇委員 今回の申請地がいくら税金がかかっているのかを聞きたいわけではありません。町として、きちんと把握しておかなければならない情報だということです。

局長 大事なことだと思います。

議長 今回の申請は、農地法を適用すべき農地かどうかを見極めることが我々の仕事です。税金

の課税については、税務課で判断すべき事柄であり、後の話です。

局長 おっしゃる通りです。ただし、税務課のほうと意思疎通が大事だと思いますので、適宜情報提供を行っていきたいと考えます。

〇〇委員 こういった案件が白浜町内にたくさんあると考えた場合、ぞっとします。地籍調査を実施すれば、そういった部分も浮かび上がってくると思いますが、今回のように調査が未実施の場所については、そうはいきません。こういったことがないように、公平な課税ができるように行政側で調査をする部署はあるのでしょうか。

局長 本来であれば、税務課ですべての土地を毎年、課税のために確認する必要があります。

〇〇委員 現況が農地以外なので、非農地申請としての証明願が毎月のように出されているように思います。地籍調査を実施して地目が変更された際に課税も変更すれば、その地域は一網打尽にできるかもしれません。しかし、公平性が保てないことから、地籍調査前の地域でもこのように申請がある以上は、その都度きちんと課税していかなければならないと思います。

局長 おそらくですが、今回の案件は大々的にコンクリートを張って工事しているような場所であることから、農地以外の課税がされていると思われま。

〇〇委員 今回はそうかもしれませんが、抜かっているようなところがあるように思います。ひとつずつ判明したところからでも課税をきちんとしてほしいと思います。農業委員会も白浜町内の農地面積を掌握できていないことがよくわかってしまいました。把握できていればこういったことになっていないはずで。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 27 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。4 件ございますが、4 番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、まず 1 番から 3 番についてご審議いただいてから、4 番についてご審議いただきたいと思ひます。それでは、事務局より説明願ひます。

係長 はい。議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。1 番につきましてご説明いたします。議案書の 6 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 4 筆で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は合計 1,881 m<sup>2</sup>です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、譲渡人においては、遠方に住んでいることから耕作することが困難であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたと

のことで、譲受人においては、当該地で野菜と花卉を耕作したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は185㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、耕作することが困難であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地で仕事の合間で野菜を植え付けし、家庭菜園として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は218㎡です。譲受人〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、譲渡人においては、遠方に住んでいることから耕作することが困難であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、近隣に住んでおり当該地で農業を始めたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 一部草刈が済んでいない部分がありますが、他の農地でも尽力されていますので、問題ありません。

議長 2番、3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と現地確認をしました。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第28号の1番から3番につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第28号 農地法第3条の規定による許可についての4番を上程いたします。〇〇委員が当事者でございますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員退席～それでは事務局から説明願います。

係長 はい。議案第28号 農地法第3条の規定による許可についての4番をご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外3筆で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は合計2,973㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さんで、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇

〇歳です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を耕作することが困難であり手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地を借り受けて耕作していましたが、取得したいと考えたため本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現地を確認しました。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第28号の4番につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～続きまして、議案第29号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第29号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外1筆で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は合計412㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います個人住宅への転用申請です。申請理由は譲渡人については当該地を相続により取得したが、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該地付近で居住用地を探しており、譲渡人と利害が一致したため本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 29 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 30 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 30 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の 16 ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 2 件、4 筆で、面積は合計 2,467 m<sup>2</sup>となっております。全件につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。まず、1 番についてご説明いたします。議案書の 17 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、現況地目は畑、面積は合計 784 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 8 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、2 番についてご説明いたします。議案書の 18 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、現況地目は〇〇が田、〇〇が畑、面積は合計 1,683 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 8 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしく願います。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員が欠席となっておりますが、事務局に連絡はありましたか。

係長 〇〇委員より、異議なしとの連絡をいただいています。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長                    ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 30 号につきまして、計画の決定を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長                    ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について  
～2024 年版 農業委員会手帳の購入について  
～白浜町内遊休農地調査及び農地利用意向調査の実施について  
～令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及び令和 5 年度最適化活動の目標について  
～農業経営基盤強化促進法に基づく白浜町基本構想の変更について

議長                    報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

〇〇委員              さきほど説明いただきました白浜町基本構想について質問します。基本構想の公告とありますが、どのような形でののでしょうか。

振興係                本庁舎と富田事務所、日置川事務所で掲示を予定しており、町ホームページでも閲覧できるようにする予定としています。

〇〇委員              どのような資料を公告するのでしょうか。新旧対照表もつけるのでしょうか。

振興係                今回配布いたしました資料を予定しています。新旧対照表もつけます。

〇〇委員              個人的な意見ですが、変更箇所がわかりにくいと感じました。アンダーラインを入れる等工夫があればよりよいものになるのではないかと感じました。

振興係                町も当初はそのように作成をしていました。しかし、今回の変更箇所が非常に多くなっており、アンダーラインばかりになったものが出来上がりました。アンダーラインのない方が見やすいのではないかと結論が出たために、今回提案させていただいた様式となっております。

議長                    他に何かご意見はございませんか。

全員                    はい。

議長                    なければ、次回の委員会につきましては、令和 5 年 8 月 10 日（木）午後 1 時 30 分から富田事務所 2 階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員                    異議なし。

議長

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。  
～楠本会長は、午後2時41分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。